

# 平成23年度税制改正について

# 平成23年度税制改正法案に係る法的手当て

平成23年度税制改正法案のうち、自民、民主、公明の3党が合意した項目が切り出されて平成23年6月22日に国会で成立しました。税制抜本改革の一環をなす改正等は先送りされ、改正案の成立は平成23年8月1日現在不透明な状況です。

## 平成23年度税制改正法案（平成23年1月25日 国会提出）

### 税制抜本改革の一環をなす改正（附則104条第3項と方向性を共有）

#### 個人所得課税

- ・給与所得控除の上限設定
- ・特定支出控除の見直し
- ・成年扶養控除の縮減（低所得者・障害者等は存続）
- ・短期勤務の役員退職金課税の見直し

#### 法人課税

- ・実効税率を5%引下げ（法人税率30%→25.5%）
- ・課税ベースの拡大等  
一減価償却の見直し  
一欠損金繰越控除の見直し等
- ・中小法人に対する軽減税率の引下げ（18%→15%）
- ・中小企業関係租特の見直し

#### 資産課税

- ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- ・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大（孫）

#### 消費課税

- ・地球温暖化対策のための税の導入（石油石炭税の税率の上乗せ）

### 政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化

- ・雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・寄附金税制の拡充
- ・納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正
- ・その他納税者利便の向上、課税の適正化等  
・年金所得者の申告不要制度の創設  
・航空機燃料税の税率引き下げ・租税罰則の見直し等

### 期限切れ租税特別措置の延長等

- <単純延長>  
・住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減  
・農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付等

- <拡充の上延長>  
・離島に係る航空機燃料税の税率軽減  
・中小法人に対する税率軽減（本則22%→特例18%）等

- <縮減の上延長>  
・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例  
・公害防止用設備の特別償却  
・e-taxによる申告の所得税額控除 等

※本年3月末期限となっている措置については、つなぎ法により6月末まで単純延長された。

審議中

○ 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律案  
(平成23年6月10日修正)

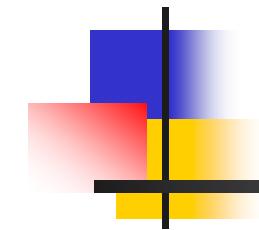
成立済

○ 別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るために所得税法等の一部を改正する法律案  
(平成23年6月10日国会提出)

平成23年6月22日 可決・成立  
平成23年6月30日 公布・施行(※)  
(※)別段の定めがあるものを除く

（出典）財務省



# 法人税関係の改正

(制度拡充・改正)

# 中小企業者等の法人税率の特例

成立済

## ポイント

中小企業の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される18%の軽減税率は、平成24年3月31日まで延長されました。

## 改正内容

### 【法人区分と税率】

法人区分	現 行	
	年800万円超	年800万円以下
普通法人	30%	—
中小法人	30%	22% (18%)
公益法人等、協同組合等（単体） 及び特定の医療法人（単体）	22%	(18%)
協同組合等（連結）及び 特定の医療法人（連結）	23%	(19%)
特定の協同組合等の特例税率 (年10億円超)	26%	

（注）中小法人には、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるものをいい、一般社団法人等及び人格のない社団等を含み、資本金の額が5億円以上の法人の100%子会社を除きます。

## 適用時期

平成24年3月31日までの間に終了する事業年度まで適用

# 雇用促進税制の創設

成立済

## ポイント

従業員を前期末比10%以上かつ5人以上増加させた場合に、1人当たり20万円税額控除できる制度が創設されました。中小企業者等については、前期末比10%以上かつ2人以上と要件が緩和されています。

## 改正内容

### 改正概要

【適用期間】3年間（平成25年度末まで）  
当該年度中に従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上（中小企業者等は2人以上）増加させる等の要件を満たす事業主について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度が創設されました。

【具体例】 前年度 従業員数6名  
当年度 従業員数8名 の中小企業 → 増加従業員数2名 × 20万円 = 40万円の税額控除が可能

## 制度概要

措置内容	
対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業主
要件	当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合 ※ただし、中小企業者等については2人以上増加した場合
控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円の税額控除
控除限度額	当期の法人税額の10%を限度 ※ただし、中小企業者等については20%を限度

※ 上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと、当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも一定割合増加すること、等が要件

（出典）経済産業省

## 適用時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

# 環境関連投資促進税制の創設

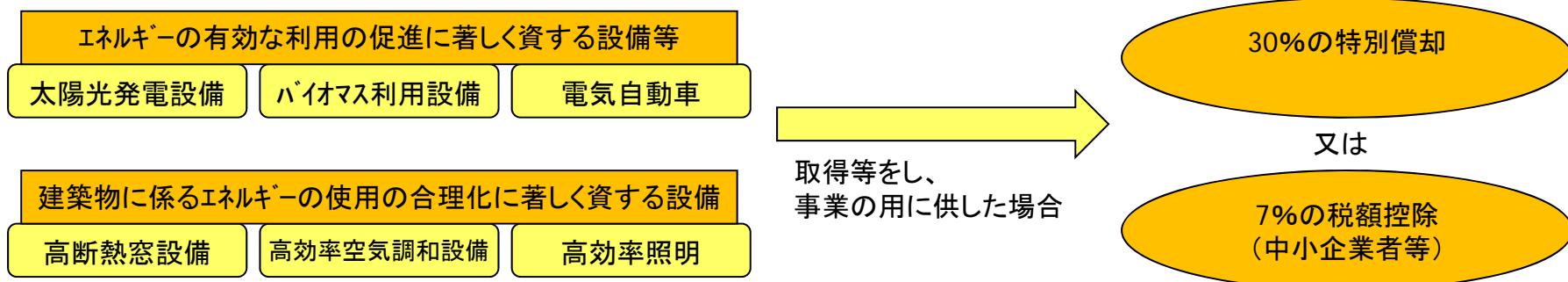
成立済

## ポイント

青色申告法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をし、取得等から1年以内に事業の用に供した場合には、その取得価額の30%を特別償却（中小企業者等は7%の特別税額控除と選択可）できる制度が創設されました。

## 制度内容

エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する設備等または建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備を取得等した場合に30%特別償却が認められます。中小企業者等は法人税額の7%特別控除も選択可能。



青色申告法人が、適用期間中に環境関連設備等の取得等をし、1年以内に事業の用に供した場合に認められます。

中小企業者等については特別償却と税額控除（取得価額の7%）との選択適用になります。

ただし、税額控除額は、当期の法人税額の20%が限度。控除限度超過額がある場合には1年間の繰越が可能。  
所得税も同様の措置あり。

## 適用時期

平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に取得等した設備に適用

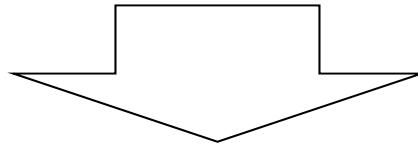
## ポイント

棚卸資産の評価について、低価法のうちいわゆる切放し低価法が廃止されました。  
なお、連結納税制度についても同様の措置が講じられています。

## 制度内容

法人が各事業年度終了の時において有する棚卸資産の価額は、時価の下落について評価損を計上しない原価法と評価損を計上する低価法のいずれかの方法により評価した金額となります。

従来は、このうち、低価法については翌期首において評価損に相当する金額の戻入れ益を計上するいわゆる洗替え低価法と戻入れ益を計上しないいわゆる切放し低価法のいずれかの方法によっていました。

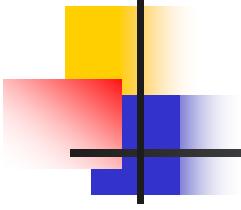


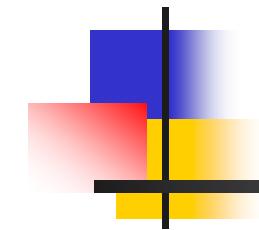
棚卸資産の評価について、低価法のうちいわゆる切放し低価法を廃止。  
なお、連結納税制度についても同様の措置が講じられました。

これは、国際的な動向を踏まえた会計基準の変更に対応するものとなります。

## 適用時期

平成23年4月1日以降開始事業年度より適用





# 租税特別措置法関連(法人税)

## 創 設

項目	取扱い	参照頁
(1)エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度	青色申告書を提出する事業者が、公布の日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用）ができる制度。ただし、特別税額控除額については当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。	6
(2)国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度	青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人に該当するものが、同法の施行の日から平成26年3月31日までの間に、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をして、特定国際戦略事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額の50%（建物等については、25%）相当額の特別償却と15%（建物等については、8%）相当額の特別税額控除との選択適用ができる制度。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。	33
(3)雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度	青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）及び基準雇用者割合が10%以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる制度。ただし、当期の税額の10%（中小企業者等については、20%）相当額を限度とします。	5

## 創 設

項目	取扱い	参照頁
(4) 特定高度通信設備の特別償却制度	青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画について同法の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に、特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域内においてその事業の用に供した場合には、その特定高度通信設備の取得価額の15%相当額の特別償却ができる制度。	—
(5) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度	青色申告書を提出する事業者が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受けるものに限る）を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供されているもの（その認定に係る同法の一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの間において取得等をしたものに限る）について、その普通償却限度額の32%の割増償却ができる制度。	—
(6) 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例	青色申告書を提出する法人で総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に同法の指定を受けた同法に規定する指定特定事業法人に該当するもの（下記(7)の課税の特例の適用を受けるものを除く）が、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において行われるその指定に係る特定国際戦略事業のうち一定の事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その指定の日から5年間、その金額の20%の所得控除ができる制度。なお、上記(2)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例は適用できません。	33

## 創 設

項目	取扱い	参照頁
(7)認定研究開発事業法人等の課税の特例	<p>青色申告書を提出する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成26年3月31日までの間に同法に規定する研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた同法に規定する認定研究開発事業者（以下「認定研究開発事業法人」という）又は認定統括事業者（以下「認定統括事業法人」という）に該当するものが、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業又は統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から5年間、その金額の20%の所得控除ができる制度。</p> <p>なお、認定研究開発事業法人にあっては試験研究を行った場合の特別税額控除制度又は上記(2)の特別償却若しくは特別税額控除制度の適用を受ける事業年度に、認定統括事業法人にあっては上記(2)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例は適用できません。</p>	34
(8)認定特定非営利活動法人の認定が取り消された場合の取扱い	<p>認定特定非営利活動法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基団となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度においてその収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額で所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において行う収益事業から生じた収益の額とみなすことになりました。</p> <p>（注）上記の改正は、公布の日以後に開始する事業年度に支出する金額について適用。</p>	22(2)

## 延長・縮減等

### 【延長・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）	参照頁
(1)公害防止用設備の特別償却制度	特別償却率が8%（改正前14%）に引き下げられました。	—
(2)船舶の特別償却制度	経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る償却割合が16%（改正前18%）に引き下げられました。	—
(3)関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	機械装置に係る償却割合が12%（改正前16%）に、建物等に係る償却割合が6%（改正前8%）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。	—
(4)共同利用施設の特別償却制度	償却割合が6%（改正前8%）に引き下げられた上、その適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。	—
(5)医療用機器等の特別償却制度	<p>以下のとおり見直しが行われた上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。</p> <p>① 医療用機器に係る措置</p> <p>イ 高度な医療の提供に資する医療用機器又は先進的な医療用機器に係る償却割合が12%（改正前14%）に、医療の安全の確保に資する医療用機器に係る償却割合が16%（改正前20%）にそれぞれ引き下げられました。</p> <p>□ 対象となる医療用機器から新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する医療用機器が除外されました。</p> <p>② 特定増改築施設に係る措置及び建替え病院用等建物に係る措置が除外されました。</p>	—

## 延長・縮減等

### 【延長・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）	参照頁
(6) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	対象となる要件に、基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であること及び雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であることが追加され、現行の要件との選択適用とした上、その適用期限が平成26年3月31日まで延長されました。	—
(7) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度	対象となる住宅を高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとともに、その割増率を28%（耐用年数が35年以上であるものについては、40%）とした上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。	—
(8) 特定再開発建築物等の割増償却制度	対象から都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物に係る措置を除外した上、その適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。	—
(9) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	<p>以下のとおり見直しが行われた上、その適用期限が平成26年3月31日まで延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものを都市計画法の市街化区域のうち同法の規定により区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定されました。</li> <li>② 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、都市開発区域のうち既成市街地等内にある譲渡資産を一定の事務所又は事業所として使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等に限定されました。</li> <li>③ 日本船舶から日本船舶の買換えについて、買換資産となる漁船を一定の要件に該当するものに限定されました。</li> </ul>	50、51

## 延長・縮減等

## 【延長・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）	参照頁
(9)特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（続き）	<p>④ 次の買換えが適用対象から除外されました。</p> <p>イ 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え  <input type="checkbox"/> 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え            ハ 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え            ニ 市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用土地等の買換え            ホ 誘致区域の外から内への買換えのうち流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置            ヘ 農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画に定められた工業等導入地区内への買換え            ド 市街化区域又は既成市街地等の地域内における建物の高層化に伴う買換え            チ 既成市街地等における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え            リ 人口集中地区の区域内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え            ヌ 防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え            ル 内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え</p>	50、51
(10)農林中央金庫の合併等に係る課税の特例	共済事業を行う消費生活協同組合等の共同事業現物出資に係る措置が除外されました。	—
(11)退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置	適用期限が平成26年3月31日まで延長されました。	—

## 延長・縮減等

### 【延長・縮減等】

項目	取扱い（適用期限等）	参照頁
(12)新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	適用期限が平成25年3月31日まで延長されました。	—
(13)倉庫用建物等の割増償却		—
(14)農業経営基盤強化準備金		—
(15)技術研究組合の所得計算の特例		—
(16)中小企業者等の法人税率の特例	適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。	4
(17)試験研究を行った場合の特別税額控除の特例		18
(18)エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別 償却又は特別税額控除制度における即時償却措置		—
(19)事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別 税額控除		19
(20)集積区域における集積産業用資産の特別償却	適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。	—
(21)事業革新設備の特別償却		—
(22)資源需給構造変化対応設備等の特別償却制度における即時 償却措置		—
(23)岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金		—
(24)中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協 同組合等の繰入限度額に係る割増措置	—	—
(25)商工組合等の留保所得の特別控除		—

**廃止****【廃止】**

項目	取扱い（適用期限等）	参照頁
(1) 地震防災対策用資産の特別償却	所要の経過措置を講じた上、廃止されます。	—
(2) 障害者対応設備等の特別償却		—
(3) 事業所内託児施設等の割増償却		—
(4) 植林費の損金算入の特例		—

## ポイント

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。

## 改正内容

「総額型」についての控除限度額の特例「法人税額×30%」の適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。  
(従来は「法人税額×20%」が控除限度額)

上乗せ  
(期限措置)

**増加型**  
控除額＝  
試験研究費の増加額×5%  
増加額＝前3カ年度の平均試験研究費  
からの増加額  
○前2カ年度より当該年度の試験研究費が  
増えていることが条件



**高水準型**  
控除額＝  
売上高の10%を超える試験研究費の  
額×控除率  
○控除率＝  
(試験研究費／売上高-0.1)×0.2

税額控除額は、%まで  
(控除限度額)

本体  
(期限のない措置)

「総額型」 控除額 = 試験研究費の総額 ×  $\frac{8\sim10\%}{\text{↓}}$   
(期限のない措置) 中小企業及び産学官連携は、一律12%

(※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能)

まい年税  
でて度額  
はか控  
控法ら除  
除人23額  
限税年は、  
度額度  
額×分平  
※30に成  
%つ21

従来の控除限度額は20%

(出典) 経済産業省

## 適用時期

平成24年3月31日まで延長

# 中小企業等基盤強化税制の延長

成立済

## ポイント

中小企業等基盤強化税制（経営革新計画・卸・小売・サービス業・情報基盤・地域産業資源活用事業計画・農商工等連携事業計画・教育訓練費）の適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。

## 改正内容

### [中小企業基盤強化税制の概要]

(1) 特定中小企業者等が、事業基盤強化設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる制度です。

【対象法人(特定中小企業者等)及び対象資産(事業基盤強化設備等)】

(出典) 経済産業省

	特定中小企業者等	事業基盤強化設備等（次の減価償却資産で(注)の要件を満たすもの）
①	特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に該当する中小企業者等	経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置
②	卸売業又は小売業を営む中小企業者	機械及び装置並びに器具及び備品
③	飲食店業を営む中小企業者で、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の振興計画について認定を受けた生活衛生同業組合等の組合員であるもの	振興計画に定める振興事業の実施に係る器具及び備品
④	特定のサービス業を営む中小企業者	機械及び装置並びに器具及び備品
⑤	情報基盤の強化が事業基盤の強化に資する事業を営む中小企業者	情報基盤の強化に資する減価償却資産
⑥	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法の中小企業者	承認経営革新計画に定める機械及び装置
⑦	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う同法の中小企業者	認定計画に定める機械及び装置
⑧	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う同法の中小企業者	認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

(注1)①、②、④、⑥～⑧の機械及び装置は1台又は1基の取得価額が280万円以上、②～④の器具及び備品は1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

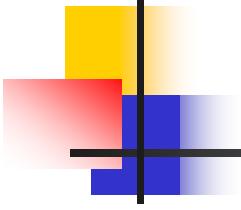
(注2)⑤の減価償却資産は1事業年度において取得等をしたその減価償却資産の取得価額の合計額が70万円以上である場合。なお、対象となる資産は次のとおり

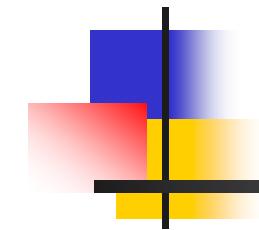
イ サーバー用のオペレーティングシステム（ISO/IEC15408の評価及び認証を受けたものに限定） □ データベース管理ソフトウェア（ISO/IEC15408の評価及び認証を受けたものに限定） ハ 連携ソフトウェア（ISO/IEC15408の評価及び認証を受けたものに限定） ニ 不正アクセス防御ソフトウェア（ISO/IEC15408の評価及び認証を受けたものに限定） 等

(2) 中小企業者等の教育訓練費割合が0.15%以上である場合には、教育訓練費の額の8～12%の税額控除（上記(1)と合計して、当期の法人税額の20%を限度）ができる制度です。（注）教育訓練費：使用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ又は向上させるために支出する一定の費用

## 適用時期

平成24年3月31日まで延長





# 市民公益税制関連

### ポイント

認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）の認定要件の緩和や特例措置の見直しがおこなわれ、認定NPO法人の認定が取り消された場合の認定取戻し課税が導入されました。

### 内容

#### (1) 認定要件の緩和や特例措置の見直し

パブリック・サポート・テスト（以下、PST\*1）要件の判定に当たり、次の3つの基準の選択適用が可能となりました。

##### 相対値基準（従来）

実績判定期間(\*2)内における総収入に占める寄附の割合が5分の1（20%）以上であること（恒久化）

##### 絶対値基準（追加）

実績判定期間内(\*2)の各事業年度中の寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

##### 条例個別指定基準

都道府県又は市町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別指定した特定非営利活動法人であること

(\*1)パブリック・サポート・テスト要件（以下「PST要件」）とは認定特定非営利活動法人が広く一般から指示されていることを示す指標

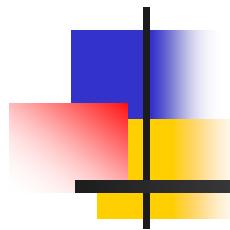
(\*2)実績判定期間：初回に限り（初めての認定申請）申請直前事業年度までの2年間。2回目以降は5年間

#### (2) 取戻し課税の導入

認定NPO法人の認定が取消された場合に、取消しの起因となった事実が生じた日を含む事業年度以降のみなし寄附金の額で損金算入額されたものの合計額について取戻し課税（収益事業から生じた収益の額として益金算入）が行われます。

### 適用時期

(1)については平成23年6月30日以降の認定申請から、(2)については平成23年6月30日以降に開始する事業年度において損金算入されたみなし寄附金の額について適用



# 組織再編・連結

## ポイント

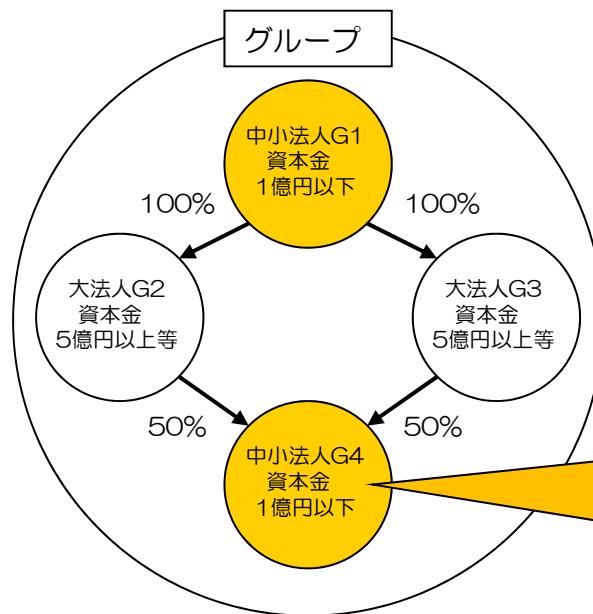
100%グループ内の法人に係る税制について、その円滑な執行に向けて、大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用に関し、その適用法人の範囲が拡大されることになりました。

## 改正内容

平成22年度のグループ法人税制導入により、中小企業に対する税制特例は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等）の100%子法人には適用されないことになりましたが、完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても中小企業向け特例措置が適用されることになりました。

### 【中小企業向け特例措置】

- ・交際費等の損金不算入における定額控除制度
- ・軽減税率
- ・特定同族会社の特別税率(留保金課税)の不適用
- ・貸倒引当金の法定繰入率
- ・欠損金の繰戻しによる還付制度



### 【この制度が適用される場面のポイント】

- ・中小法人や個人 (G1)によって株式の全部を間接的に保有されている
- ・複数の大法人 (G2,G3)によって株式の全部を直接保有されている

複数の大法人によって株式の全部を保有している中小法人  
(G2+G3=100%)

【中小企業向け特例】  
改正前 → 改正後  
○ ×

(出典) 国税庁

## 適用時期

平成23年4月1日以後に開始する事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年度を除きます）の所得に対する法人税について適用

## ポイント

100%グループ内の法人に係る税制について、その円滑な執行に向けての所要の見直しとして、他の内国法人が清算中等の場合のその株式等については評価損が計上できることになりました。

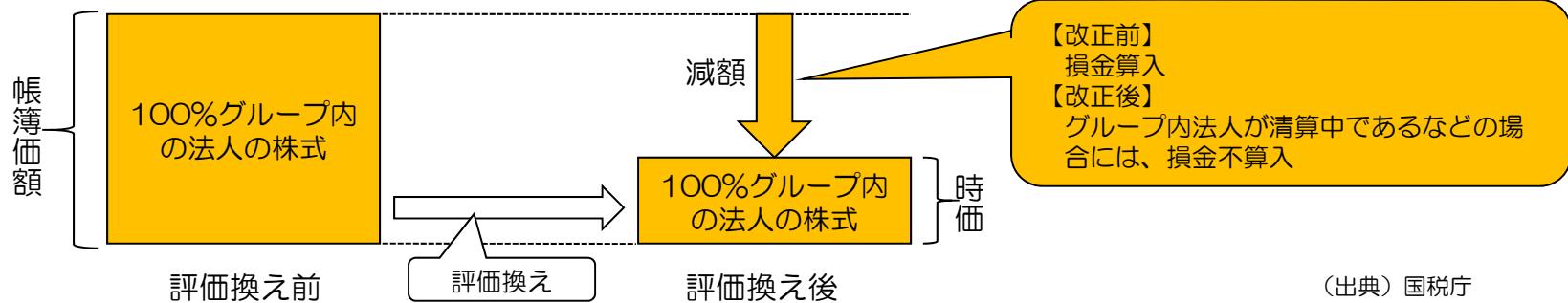
## 改正内容

内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で次に掲げるものの株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資については、評価損を損金算入できなくなりました。

- ① 清算中の内国法人
- ② 解散（合併による解散を除く）をすることが見込まれる内国法人
- ③ 内国法人でその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

平成22年度のグループ法人税制導入により、例えば、100%グループ内の内国子法人を清算する場合、親法人は子法人の繰越欠損金を一定の場合引継ぐこともできる代わり、子法人株式の消滅損は損金計上できない事となりましたが、株式の評価損は事前に損金計上することは可能であるとする見解もありました。

⇒今回の改正はこれに対応する見直しと考えられます。



## 適用時期

平成23年6月30日以後に行う評価換え等があつたことその他これに準ずる一定の事実について適用

### ポイント

グループ法人税制等について、その円滑な執行に向けて、解散時のマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金として取扱う等所要の見直しが行なわれました。

### 改正内容

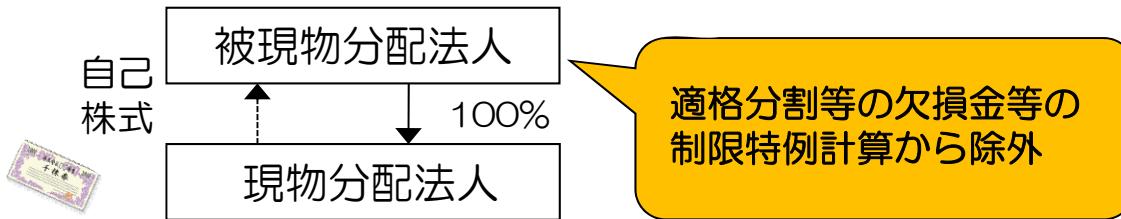
#### ① 解散時のマイナスの資本金等の額の期限切れ欠損金としての取扱い

解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度においてマイナスの資本金等の額を期限切れ欠損金と同様とすることになりました。

#### ② 適格分割等における欠損金等の制限特例計算での自己株式又は出資の除外

一定の適格分割等（事業を移転しない適格分割、適格現物出資、適格現物分配）で欠損金の繰越控除制限、特定資産の譲渡等損失の制限を受ける等の分割等が行われた場合で、その分割等の資産の中に分割承継法人等の自己株式が含まれているときは、その制限特例計算においては、その自己株式を除外して計算されることになりました。

##### （例）適格現物分配



### 適用時期

- ① 平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用
- ② 平成23年6月30日以後に行われる一定の適格分割等について適用

## ポイント

グループ法人税制等について、その円滑な執行に向けて、外国法人が行う現物出資について所要の見直しが行なわれました。

## 改正内容

外国法人が行う現物出資について、次の措置が講じられました。

- ①外国法人の日本支店等が内国法人に資産等の移転を行う現物出資に係る課税繰延べの要件について、事業継続要件及び株式管理要件が廃止されました。
- ②現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合に繰り延べた譲渡益に對して課税を行う取戻し課税が廃止されました。
- ③上記①及び②の改正に伴い、外国法人が内国法人に対して国外にある資産等の移転を行う現物出資は適格現物出資に該当しないことになりました。

## 適用時期

平成23年6月30日以後に行われる現物出資について適用。

なお、同日前に行われた現物出資について同日以後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさないこととなった場合についても、取戻し課税を行わないことになりました。

# 連結納税制度に関する改正

## ポイント

連結納税制度の円滑な執行に向けての見直し等に伴い、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合には、連結欠損金額のうち一定の金額をないものとする等の改正が行われました。

## 改正内容

### ① 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額の計算

更生手続開始の決定があった場合又は再生手続開始の決定等の事実が生じた場合（一定の評定を行う場合に限ります）に損金算入の対象となる欠損金額から期限内の連結欠損金個別帰属額を控除しないこととされました。

### ② 連結欠損金の繰越し

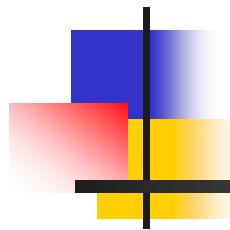
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用により損金算入される金額がある連結事業年度（以下「適用連結事業年度」という。）以後の各連結事業年度においては、適用連結事業年度終了日の属する連結親法人事業年度開始の日前7年以内に開始した各連結事業年度において生じたその適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該損金算入される金額からなる部分の金額は、ないものとされました。

### ③ 連結欠損金個別帰属額等

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定により損金算入された金額のうち、ないものとされた連結欠損金額は法人税法第59条の適用に係る連結法人の連結欠損金個別帰属額から控除することとされました。

## 適用時期

- ① 連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度（平成23年6月30日前に終了する連結事業年度を除く）分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が平成23年4月1日前に開始した連結事業年度（連結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日前に終了する連結事業年度を含む）分の法人税については、従来どおり適用
- ②③連結親法人の平成23年4月1日以後に開始する適用連結事業年度（平成23年6月30日前に終了する適用連結事業年度を除く）の連結所得に対する法人税について適用



# 國際課稅

## ポイント

OECD移転価格ガイドラインの改定等に伴い、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について見直しが行われました。

## 改正内容

### 独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直し

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、国外関連取引の内容及び当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、独立企業価格を算定するための最も適切な方法を事業に応じて選択する仕組みに改正されました。

独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類としてOECD移転価格ガイドラインにおいて認められる算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）が明確にされるなど、所要の整備が行われました。

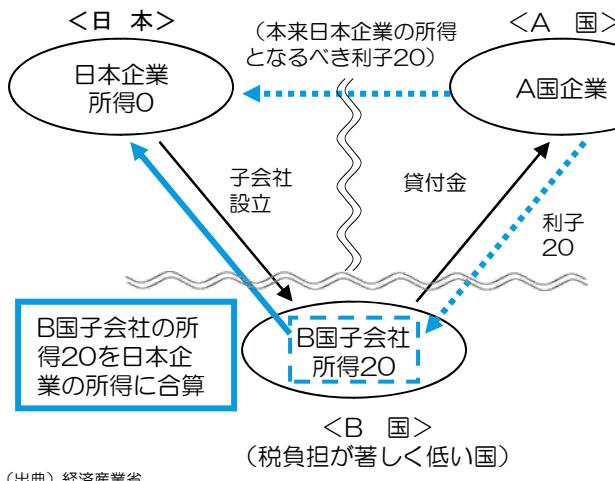
## 適用時期

平成23年10月1日以後に開始する事業年度から適用

## ポイント

平成22年度税制改正では、トリガー税率の引下げや統括会社の実態に即した適用除外基準の見直しが行われましたが、平成23年度税制改正では、外国子会社合算税制等の円滑な執行を図るため、詳細な微調整が加えされました。

## 改正内容



- ① 株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、事業基準以外の適用除外基準の判定を統括事業により行うことが明確にされました。
- ② 資産性所得の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の効力が生じる日、譲渡については当該譲渡の直前であることが明確にされました。
- ③ トリガー税率（特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準）の計算上、外国関係会社の本店所在地国以外の国または地域に所在する法人から受ける配当等が非課税所得の範囲から除外されるための持株割合要件等が廃止されました。
- ④ 外国関係会社の所得の金額が零の場合のトリガー税率の判定は、外国法人税の表面税率により行うことが明確にされました。
- ④ その他所要の措置が講じられました。

## 適用時期

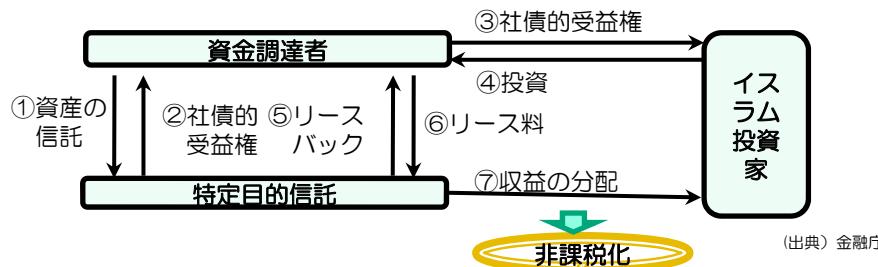
内国法人の平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、特定外国子会社等の合算対象とされる金額（その特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度分に係るものに限ります）につき合算課税を行う場合について適用

## ポイント

非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税の範囲が拡大されました。

## 改正内容

- ① イスラム金融の活用を想定して、振替社債等の利子等の非課税制度の対象とされる振替社債等の利子等の範囲に、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権（重要事項以外に係る議決権を有しないものに限ります）につき支払いを受ける収益の分配及び償還差益が追加されました。（なお、詳細は今後公布される政省令を確認する必要があります）
- ② 外国年金信託※の信託財産である振替公社債につき生ずる利子については、その外国年金信託の受託者が支払を受けるものとみなして、非課税となりました。  
※ 外国年金信託とは外国の法令に基づいて設定された信託で退職年金等信託に類するもの（受益者等課税信託に該当するものに限ります）のうち、その外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの
- ③ 任意組合等※の組合財産又は受益者等課税信託（外国年金信託を除きます）の信託財産として有する振替公社債につき支払を受ける利子については、その非居住者又は外国法人が行う手続きに加え、下記の手続きを行う場合に限り、非課税制度の適用が受けることになりました。  
※非居住者又は外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合（外国におけるこれらに類するものを含みます）



【手続き】その任意組合等の業務執行者又はその受益者等課税信託の受託者がすべての組合員等（組合員又は受益者等）の氏名等、各組合員等の分配割合等を記載した届出書及びその任意組合等又はその受益者等課税信託の契約書の写しを特定振替機関等又は適格外国仲介業者を通じて所轄税務署長に提出する等

## 適用時期

- ① 原則として、資産の流動化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後にその計算期間が開始する特定目的信託の社債的受益権の収益の分配について適用
- ②③ 平成23年6月30日以後にその計算期間が開始する振替公社債の利子について適用

# 総合特区制度の創設

## ポイント

日本全体の成長を牽引し、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象に成長産業や外資系企業等の集積の促進、並びに全グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点等を呼び込む観点から、総合特区制度が創設され、税制上の支援措置が講じられました。

## 改正内容

総合特区制度が創設されました。

- ① 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたものが、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために、一定規模以上の設備等の取得等をしてその事業に供した場合には下図の特別償却又は税額控除のいずれかの選択適用ができるようになりました。

種類	建物等	建物等以外
特別償却	取得価額の25%	取得価額の50%
税額控除	取得価額の8%	取得価額の15%

※税額控除は、当期の法人税額の20%を限度とし、繰越限度超過額については1年間の繰越し可能。

- ② 国際戦略総合特別区域内において、青色申告書を提出する法人で認定を受けた地方公共団体の指定を受けたもの（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事業所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等を取得等したものに限ります）がその指定に係る認定国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業を行う場合には、当該指定の日から5年間、その事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができるようになりました。

$$\text{損金算入額} = \text{軽減対象所得金額} \times 20\%$$

※同じ事業年度において上記①、②の重複適用はできません。

## 適用時期

- ① 総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用
- ② 総合特別区域法の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用

# アジア拠点化促進税制

## ポイント

日本全体の成長を牽引し、国際的に競争優位性を持ちうる大都市を対象に成長産業や外資系企業等の集積の促進、並びに全グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点等を呼び込む観点から、アジア拠点化推進制度が創設され、税制上の支援措置が講じられました。

## 改正内容

アジア拠点化推進制度が創設され、青色申告書を提出する法人である認定研究開発事業者又は認定統括事業者で、研究開発事業又は統括事業を行うものが、研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた場合には、これらの事業計画の認定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができるようになりました。  
なお、研究開発事業を行う法人がこの措置の適用を受ける事業年度においては、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除は適用できません。

### ターゲット



### 誘致インセンティブ

- ・税制措置（法人税負担の軽減、個人所得税の特例）
- ・研究開発拠点の特許料等の減免 等

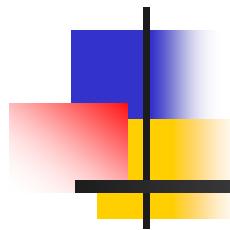
### 期待される効果

- ・日本を拠点としたグローバル事業展開、国内雇用創出
- ・高付加価値拠点の国内への立地
- ・高度外国人材の呼び込み

(出典) 経済産業省

## 適用時期

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた法人のその認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用



# 金融証券税制

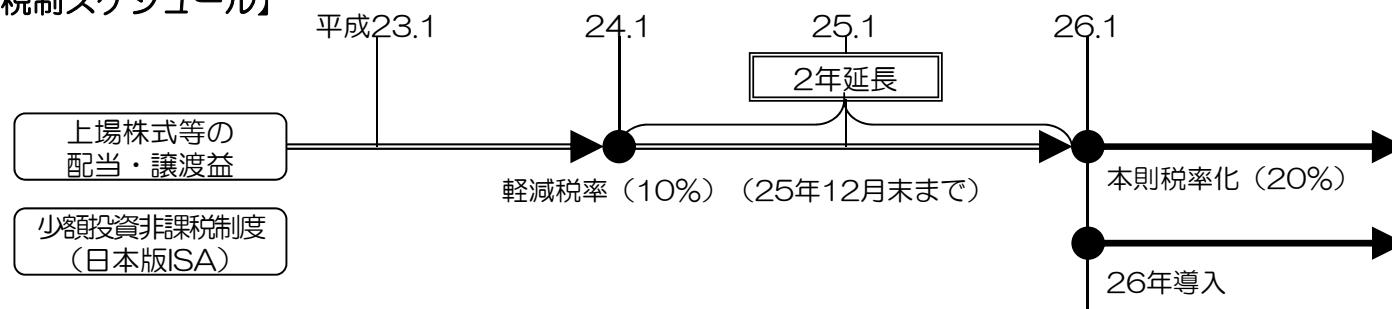
## ポイント

景気回復のため、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率の適用期限を2年延長し、平成26年1月から20%本則税率となります。これに伴い、少額投資非課税制度（日本版ISA）の導入時期については、平成26年1月からとなります。

## 改正内容

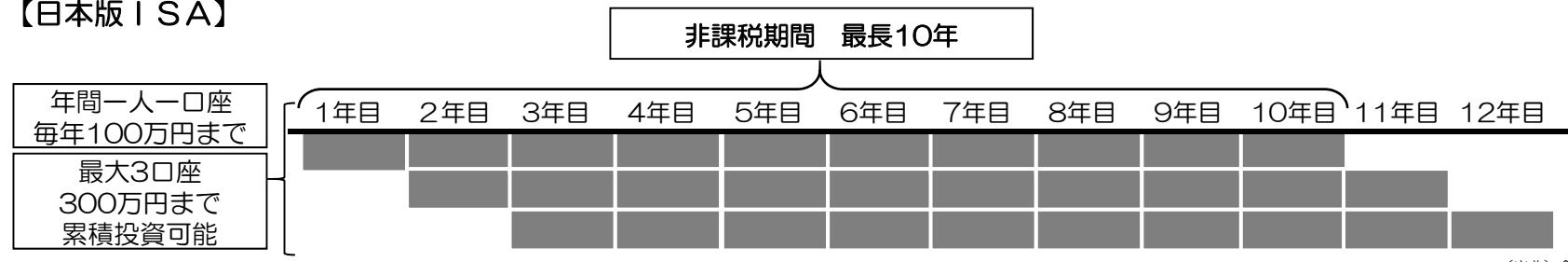
- ①上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率制度 ⇒ 適用期限を延長
- ②少額投資非課税制度（日本版ISA） ⇒ 導入時期を延長

### 【今後の証券税制スケジュール】



(出典) 金融庁

### 【日本版ISA】



(出典) 金融庁

## 適用時期

- ① 平成25年12月31日まで延長
- ② 平成26年1月1日から適用

## ポ イ ン ト

非課税口座に受け入れができる上場株式等の範囲に以下のものが追加されました。

## 改 正 内 容

- ①非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
- ②非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割り当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
- ③2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等

## 適 用 時 期

平成26年1月 1日から適用

### ポイント

改正前、発行済株式等の5%以上を保有する大口株主等が支払を受ける配当所得については、事業参加性があることを踏まえ、総合課税により課税されていました。

現行の会社法における少数株主権の制度との整合性及び所得再分配機能の回復の観点から、大口株主等の要件が5%から3%に改正されました。

### 改正内容

#### 総合課税の対象となる大口株主等の要件（総合課税）

配当所得は、原則として他の所得と合算した所得金額に対して、累進税率を適用する総合課税となっています。ただし、上場株式等の配当等については、大口個人株主等を除き、申告分離の適用を選択することができます。今回の改正では、大口株主等の要件について、発行済株式等の総数等に占める保有割合が、現行の5%から3%に引き下げられました。

#### 【対象とならない配当等に係る課税の特例】

- ①上場株式等に係る配当所得の課税の特例
- ②上場株式等に係る源泉徴収税率等の特例
- ③非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税

### 適用時期

①及び②の特例については、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等から適用  
③の特例については、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき配当等から適用

### ポイント

店頭デリバティブ取引等に係る所得（現状は、総合課税）については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、「20%申告分離課税」とした上で、両者の「損益通算」及び「損失額の3年間の繰越控除」が可能となりました。

### 改正内容

#### 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

店頭デリバティブ取引等については、金融商品の課税の中立性の観点から見直されました。

（改正前）

	金融先物（通貨・金利） 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	総合 (雑所得)

（改正後）

	金融先物（通貨・金利） 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	
店頭取引	申告分離 (雑所得)

（出典）金融庁

店頭デリバティブ取引等…証券取引所を通さず、証券会社の店頭でデリバティブ商品（金融派生商品）を取り引く  
市場デリバティブ取引等…証券取引所を通した取引

### 適用時期

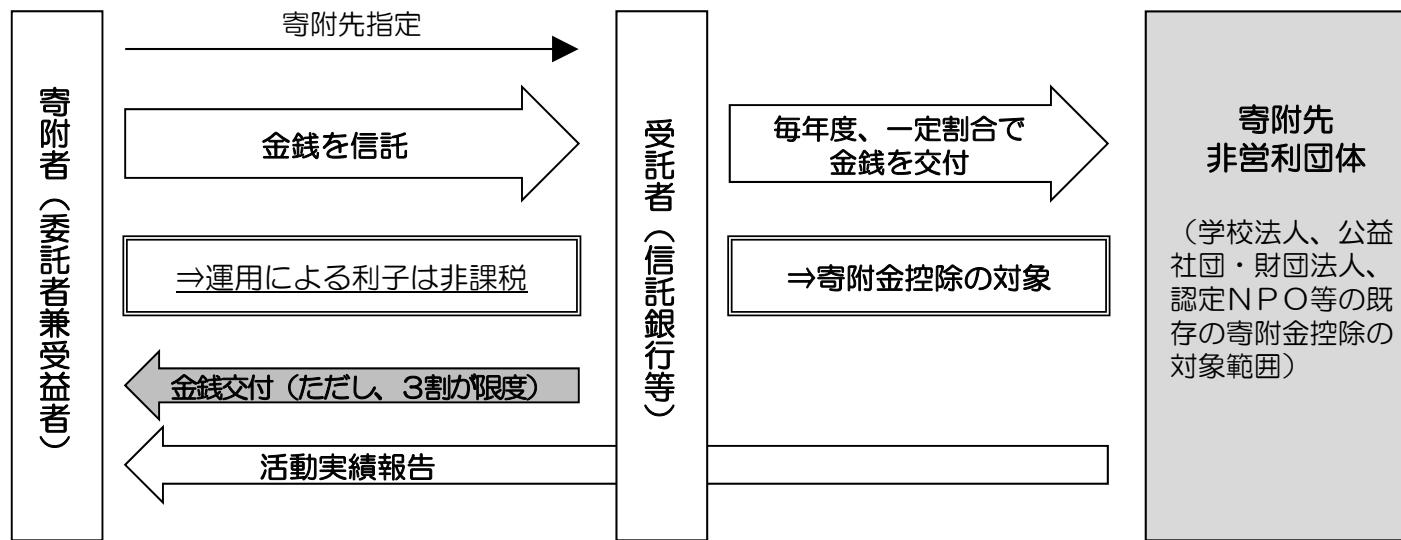
平成24年1月1日以後のデリバティブ取引から適用

### ポイント

特定寄附信託（いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得については、非課税（所得税・住民税）とされました（新設）。

### 改正内容

学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得について非課税とする改正がおこなわれました（非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用）。



（出典）文部科学省

### 適用時期

平成23年6月30日以後に締結する特定寄附信託契約から適用